

## ( 參考資料 1 )

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成25年2月4日 現在)

福島県		出荷制限	摸取制限
原乳		2市6町3村※1	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村※2	2市6町3村※2
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花薔薇類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		—
	カブ		—
	原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさそてつ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
雑穀	小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	—
	大豆	福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧洗川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村及び旧富野村の区域に限る。)、本宮市(旧木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達塙村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野井村の区域に限る。)	—
穀類	米(平成23年度)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年度)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢根岐村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—

\*2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮松、原町区馬場字五台山、原町区馬場字盛岡、原町区馬場字筋筋、原町区馬場字行進津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大熊町、楢葉町、浪江町、山田町(吉井町並びに越後村役場管内)、猪子町(猪子町並びに猪子町役場管内)。

\*4 アイナメ、アカガレイ、アカシタビラメ、イナゴ（稚魚を除く。）、インガレイ、ウスメバル、ウミタガノ、エゾイソイナメ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスペ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガハタ、ニベ、マサゴイ、バハガレイ、ヒガングブ、ヒヨコ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マヤコ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラサキ、メイタレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ

\*5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

\*6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、美折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成25年2月4日 現在)

<b>青森県</b>		<b>出荷制限</b>
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
<b>岩手県</b>		<b>出荷制限</b>
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
<b>福島県</b>		<b>出荷制限</b>
穀類	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
	ソバ	盛岡市(旧洪沢村の区域に限る。)及び一関市(旧大原町の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
<b>宮城県</b>		<b>出荷制限</b>
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
穀類	大豆	栗原市(旧金田村の区域に限る。)
	ソバ	栗原市(旧金成村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、大崎市(旧一栗村の区域に限る。)
水産物	ヒガシマフグ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
<b>山形県</b>		<b>出荷制限</b>
肉	クマの肉	全域
<b>茨城県</b>		<b>出荷制限</b>
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモンカスベ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
肉	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成25年2月4日 現在)

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町
	さんしようと(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	永野川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	シカの肉	全域
	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
その他	ヤマドリの肉	全域
	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

\* 指示出荷制限を除く。当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

## ( 參考資料 2 )

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成25年2月4日現在

\* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成25年2月4日現在

福島県		出荷制限
小豆	H25.1.4～：福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	
大豆	H24.11.15～：南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	
	H24.12.25～：須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)	
	H25.1.4～：福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧赤川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀本村及び旧富野村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野井村の区域に限る。)	
米 (平成23年産)	H23.11.17～：福島市(旧小林村の区域に限る。)、伊達市(旧堀本村及び旧月野町の区域に限る。)	
	H23.11.29～：福島市(旧高野村の区域に限る。)	
	H23.12.5～：二本松市(旧赤川村の区域に限る。)	
	H23.12.8～：伊達市(旧佐井村及び旧高野村の区域に限る。)	
	H23.12.19～：伊達市(旧堀本村の区域に限る。)	
	H24.1.4～：伊達市(旧堀本村の区域に限る。)	
穀類	福島県広野町、柳葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、常葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田路町(郡路町、船引町横道、船引町中山小字坂及び牛下葛原、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内全国有林地帯)、郡山市(252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹越峰、原町区高倉字手七曲、原町区高倉字新、原町区馬場字五台山、原町区馬場字鶴巣川、原町区馬場字東御岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和枝並びに市内全国有林地帯森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2121林班の区域を除く。)、福島市(福島市(誠利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭野村、旧余目村、旧下川崎村、旧松新郷(ノ内に限る。)、旧掛田町(雲山町月館(月館ノ下、松樹川原、川向及び館ノ壁に限る。)及び月館町御代ノ北、東、西及び新郷(ノ内に限る。))、旧掛田町(雲山町山野原川に限る。)、旧保原村(保原町所沢(明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東源町、西原町)及び保原町往(狭田、平、宮ノ内、前田、稚荷妻、砂子下及び渡岸に限る。)、旧保原村(寺脇、清水、清水川、久保、櫛塚、里ヶ谷、山ノ口、宝木沢、笠石及び上白台を除く。)、聚楽町新田及び聚楽町鶴谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧豊山村、旧手小寺村及び旧宮野村(聚楽町八幡に限る。)、二本松市(旧川尻村(聚樂川(荒川)及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜町、旧木本村(岩代町)及び旧木本村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮村の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧鰐合村の区域に限る。)及び國見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.5～：伊達市(旧月館町(月館ノ下、松樹川原、川向及び館ノ壁に限る。)及び月館町御代ノ北、東、西及び新郷(ノ内に限る。))、旧掛田町(雲山町山野原川に限る。)、旧保原村(保原町所沢(明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東源町、西原町)及び保原町往(狭田、平、宮ノ内、前田、稚荷妻、砂子下及び渡岸に限る。)、旧保原村(寺脇、清水、清水川、久保、櫛塚、里ヶ谷、山ノ口、宝木沢、笠石及び上白台を除く。)、聚楽町新田及び聚楽町鶴谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧豊山村、旧手小寺村及び旧宮野村(聚楽町八幡に限る。)、二本松市(旧川尻村(聚樂川(荒川)及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜町、旧木本村(岩代町)及び旧木本村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮村の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧鰐合村の区域に限る。)及び國見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.7.26～一部解除：H24.10.2～一部解除：H24.11.5～一部解除：	
米 (平成24年産)	H24.11.5～：大玉村(旧玉井村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.5～：郡山市(旧富久山町の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.5～：福島市(旧水原村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.5～：三春町(旧沢石村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.26～：福島市(旧立子山村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.26～：いわき市(旧山田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全城	
	H23.5.6～：秋元湖、楠原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(藤川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	
ヤマメ(養殖を除く。)	H23.6.17～：真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、H24.3.29～：太田川(支流を含む。)、H24.4.5～：鰐川(支流に限る。)、H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)	
ウグイ	H23.6.17～：福島県内の久慈川(支流を含む。)、H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、H24.3.29～：本浦湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(藤川との合流点から上流部分に限る。)、H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流(支流を含む。)、H24.5.24～：福島県内の阿武隈川のうち湯ダムの上流(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流を除く。)、H24.5.31～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	
ウナギ	H24.6.2～：福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	
アユ(養殖を除く。)	H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.4.5～：鰐川(支流に限る。)、H24.4.12～：鰐川(支流に限る。)、H24.4.24～：秋元湖、小野川湖及び楠原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(藤川との合流地点から上流の部分に限る。)並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)	
コイ(養殖を除く。)	H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楠原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに長瀬川(藤川との合流点から上流の部分に限る。)	
フナ(養殖を除く。)	H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	
水産物	アカメ アガタレイ アガタリラメ イカナゴ(稚魚を除く。) イカゲレイ ウスバブル ウツタナゴ エイソソイアメ ギガメバレイ クロウシノシタ クロソイ クロダイ ケンシカジカ コヨシカスベ カラクマス サゴウ シロメバル ストウダラ ヌメ ニベ ヌカガレイ バガレイ ヒカラ ヒラメ ホボウ ホンガレイ マフコ マフレイ マコガレイ マコチ マコラ ムシガレイ ムシイ ミタガレイ ビスガイ キヌラサキウニ ナツカ マツカワ ホシザメ ショウサイフグ	H24.6.22～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海城
牛の肉	H24.7.12～：全城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)、H23.5.25～一部解除：	
イノシシの肉	H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、國見町、川俣町、大玉村	
カルガモの肉	H23.12.2～：郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鰐石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、福倉町、猪町、天来村、玉川村、平田村、西郷村、糸崎村、中島村、鉢川村	
クマの肉	H25.1.30～：全城	
ノウサギの肉	H24.7.27～：全城	
ヤマドリの肉	H24.11.13～：全城	

※ [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成25年2月4日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~:十和田市、南上市 H24.10.30~:青森市
水産物	マダラ	H24.8.27~H24.10.31解除:青森県東部村尻燈台と北海道函館市恵山灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大小高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
たけのこ	原木(露地栽培)	H24.5.31~:一関市、奥州市 H24.4.12~:一関市、奥州市
		H24.4.13~:雄前高田町、住田町
原木しいたけ(露地栽培)		H24.4.20~:大船渡市 H24.4.25~:一関市、象石市、奥州市、平泉町、大船町 H24.5.7~:花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町
原木なめこ(露地栽培)		H24.4.10~:盛岡市、象石市 H24.10.23~:雄前高田町
野菜類		H24.10.24~:一関市、奥州市 H24.10.25~:一関市、雄前高田市、平泉町
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.24~:一関市、象石市 H24.10.25~:一関市、象石市 H24.10.26~:一関市、象石市
	こしあぶら	H24.5.10~:奥州市、花巻市 H24.5.14~:象石市
	せり(野生のものに限る。)	H24.5.30~:一關市、奥州市
	ぜんまい	H24.5.18~:一關市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	H24.5.18~:奥州市、雄前高田市
雜穀	大豆	H25.1.4~H25.2.4一部解除:一關市(田畠清水村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除外。)
穀類	ソバ	H24.11.13~H24.12.12一部解除:奥州市(市民農園の区域に限る。)、一關市(旧大原町の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除外。)
	スズキ	H24.10.25~:最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	クロダイ	クロダイ:H24.5.2~H25.11解除:最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2~H25.11解除:最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.15~:雄井川(支流を含む。)及び利根川(支流を含む。)
	ウグイ	H24.5.11~:磐梯県内の大川(支流を含む。)及び利根川の上流、利根ダムの上流及び草池発電ダムの上流
肉	牛の肉	H23.9.1~H23.9.25一部解除:金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	牛の肉	H24.5.10~:金城
	シカの肉	H24.5.12~:金城
	ヤマドリの肉	H24.10.22~:金城
宮城県		出荷制限
たけのこ		H24.5.1~:白石市、丸森町 H24.5.29~:栗原市
		H24.1.10~:白石市、角田市 H24.3.15~:丸森町 H24.4.5~:石田町
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.11~:雄勝郡、南三陸町 H24.4.12~:栗原市 H24.4.19~:石巻市 H24.4.20~:大崎市 H24.4.25~:仙台市、東松島市 H24.4.29~:牡鹿郡、気仙沼市、南三陸町 H24.5.1~:川崎町、大崎町、栗原町
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18~:栗原市、大崎市
	くさそてつ(ごみ)	H24.5.2~:加美町
	こしあぶら	H24.5.5~:大崎市、栗原市 H24.5.9~:大崎市、南三陸町 H24.5.11~:氣仙沼市、七ヶ宿町
	ぜんまい	H24.5.11~:氣仙沼市、丸森町 H24.5.17~:大崎市
雜穀	大豆	H25.1.4~:栗原市(田畠保田村の区域に限る。)
穀類	ソバ	H24.11.18~H25.1.1一部解除:栗原市(田畠保田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除外。)
	クロダイ	H24.12.14~:大崎市(第一見付の区域に限る。)
	スズキ	H24.6.28~:宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋平島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物		H24.11.8~:最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋平島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.12~:宮城県石巻市安原町岸上から正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋平島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.10.25~:宮城県石巻市安原町岸上から正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋平島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒガングク	H24.4.8~:宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社屋平島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.20~:宮城県内の大河川(支流を含む。)
	ウグイ	H24.4.20~:宮城県内の大河川(支流を含む。)
肉	牛の肉	H23.7.28~H23.8.19一部解除:金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	イノシシの肉	H24.5.22~:角田市、丸森町、石巻町
	クマの肉	H24.6.25~:金城(上部地域を除く。)
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.9.10~:金城
茨城県		出荷制限
原乳		H23.3.23~4.10解除:全県
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.1~4.1解除:全県(下記の地域を除く。) H23.3.21~6.1解除:北茨城市、葛西市
	カキナ	H23.3.1~4.1解除:全県
	ハセリ	H23.3.23~4.1解除:全県
	タケノコ	H24.4.5~:潮来市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13~:石岡市、鹿嶼郡、取手市、守谷市、猿島郡、所沢町 H24.4.19~:ひたちなか市、鉾田市、真壁町
	アサガ	H24.4.28~:北茨城市、大先町
	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14~:土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10~:茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	H23.10.14~:常総大宮市、守谷市、つくばみらい市 H23.11.10~:茨城町
	こしあぶら	H24.5.10~:日立市、常総大宮市(野生のものに限る。)
水産物	イシグロイ	H24.4.17~:最大高潮時海岸線上島袋瀬島界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上波崎子瀬南島界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スキ	H24.4.17~:最大高潮時海岸線上島袋瀬島界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上波崎子瀬南島界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロノバル	H24.4.13~:最大高潮時海岸線上島袋瀬島界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縊線、最大高潮時海岸線上波崎子瀬南島界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	二八	H24.4.17~:最大高潮時海岸線上島袋瀬島界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縊線、最大高潮時海岸線上波崎子瀬南島界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.4.19~:最大高潮時海岸線上島袋瀬島界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縊線、最大高潮時海岸線上波崎子瀬南島界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.17~:最大高潮時海岸線上島袋瀬島界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縊線、最大高潮時海岸線上波崎子瀬南島界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	コモリカスベ	H24.4.17~:最大高潮時海岸線上島袋瀬島界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縊線、最大高潮時海岸線上波崎子瀬南島界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アマリカラマズ(養殖を除く。)	H24.4.17~:常総市、北埼玉市(水田地帯並びにこれらとの接続に通入する河川並びに水路)河川並びに水路河川及び河川並びに水路河川(水田地帯を除く。)
	キンブナ	H24.4.17~:常総市、北埼玉市(水田地帯並びにこれらとの接続に通入する河川並びに水路)河川並びに水路河川(水田地帯を除く。)
	ウナギ	H24.5.7~:常総市、北埼玉市(水田地帯並びにこれらとの接続に通入する河川並びに水路)河川並びに水路河川及び河川並みの海河川(水田地帯を除く。)
肉	イノシシの肉	H23.12.2~H23.12.21一部解除:金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
福島県		出荷制限
		H23.3.2~4.10解除:以下の地域以外
		H23.3.2~4.10解除:古河市、猪苗代町、坂東市、八千代町、猪苗代町 H23.6.2~4.9解除:大字町 H23.6.2~H24.5.2解除:常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2~H24.5.30解除:石岡市、郡山市、城東町 H23.6.2~H24.6.5解除:鉾田市 H23.6.2~H24.7.24解除:水戸市 H23.6.2~H24.8.20解除:高萩市 H23.6.2~H24.9.1解除:日立市 H23.6.2~H24.10.5解除:茨城町 H23.6.2~H24.10.11解除:つくば市

\*の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成25年2月4日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、猿谷町 H23.3.21～4.21解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.2～: 日光市、裏磐梯町、那須塩原市、茅子町、那珂川町 H24.4.2～: 猿沼町 H24.4.9～: 矢板市 H24.4.15～: 大田原市 H24.4.28～: 佐野市 H24.10.10～: 塩谷町 H24.10.12～: 那須烏山市 H24.5.1～: 那須塩原市、那須町 H24.5.7～: 日光市、大田原市 H24.4.13～: みどり市	
タケノコ	H24.4.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、茅子町 H24.4.12～: 足利市、猿沼市、真鍋市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～: 栃木市、壬生町	
原木シタケ(露地栽培)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、茅子町 H24.4.12～: 足利市、猿沼市、真鍋市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～: 栃木市、壬生町	
原木シタケ(施設栽培)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、茅子町 H24.4.12～: 足利市、猿沼市、真鍋市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～: 栃木市、壬生町	
野菜類	H24.4.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、茅子町 H24.4.12～: 足利市、猿沼市、真鍋市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～: 栃木市、壬生町	
原木クリタケ(露地栽培)	H24.4.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 芳賀町、那須町 H24.4.12～: 大田原市 H24.4.29～: さくら市 H24.5.28～: 壬生町 H24.11.29～: 日光市 H24.3.17～: 猿沼市、矢板市	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.4.18～: 大田原市、那須町 H24.5.14～: 真鍋市、猿沼市 H24.4.19～: 佐野市 H24.4.20～: 依野市 H24.4.21～: 宇都宮市 H24.4.22～: 塩谷町 H24.4.23～: 高根沢町 H24.4.24～: みなかみ町 H24.11.14～: 那須塩原市、日光市 H24.4.10～: みどり市 H24.5.2～: 那須塩原市、矢板市 H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 那須塩原市、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2～: 宇都宮市、那須烏山市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.7～: 猿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.19～: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.14～: 宇都宮市、日光市 H24.5.19～: 那須塩原市 H24.5.19～: 大田原市	
(さそてつ(こみ)(野生のものに限る。))	H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 那須塩原市 H24.5.1～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2～: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7～: 猿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.19～: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.14～: 宇都宮市、日光市 H24.5.19～: 那須塩原市 H24.5.19～: 大田原市	
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7～: 猿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.19～: さくら市(野生のものに限る。) H24.5.14～: 宇都宮市、日光市 H24.5.19～: 那須塩原市 H24.5.19～: 大田原市	
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.19～: 大田原市	
せんまい(野生のものに限る。)	H24.5.7～: 日光市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 大田原市、矢板市	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.5.7～: 那須町 H24.5.22～: 大田原市	
わらび(野生のものに限る。)	H24.5.17～: 大田原市、那須町 H24.5.14～: 那須塩原市、那須町	
クリ	H24.12.11～: 大田原市	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。) ウグイ(養殖を除く。)	H24.9.10～H25.1.2解除: 犬伏川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.8.19～: 佐野川(支流を含む。) H24.8.20～: 那須川(支流を含む。)及び大田原市内の大田原川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～H24.9.28解除: 大井川(支流を含む。ただし、荒川及びその支流を除く。) H24.5.30～H25.1.2解除: 武茂川(支流を含む。)及び那須大田原市の那須川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙面ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	牛の肉 イノシシの肉 シカの肉	H23.8.2～H23.8.25前解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛の肉を除く。) H23.12.2～H23.2.5前解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.12.2～: 金城
その他	茶	H23.8～H24.6解除: 栃木市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ カキナ キノコ類(野生のものに限る。)	H23.3.21～4.9解除: 全域 H23.3.21～4.9解除: 全域 H24.9.25～: 桐生市、東吾妻町、綿麻村 H24.10.10～: 高山村 H24.10.18～: 安中市 H24.10.23～: 那須町 H24.11.13～: みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 那須川(支流を含む。) H24.4.27～H24.11.9解除: 清根川(支流を含む。)
肉	牛の肉 イノシシの肉 シカの肉 ヤマドリの肉	H23.8.2～H23.8.25前解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛の肉を除く。) H23.12.2～H23.2.5前解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.12.2～: 金城
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除: 稲生市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 桐生町、逢澤町 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.5～: 鮎山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ シュウギク、テンゲンサイ、サンチュ バセリ セルリー タケノコ 原木シタケ(露地栽培)	H23.4.4～4.22解除: 津市、香取市、多古町 H23.4.4～4.22解除: 津市 H23.4.4～4.22解除: 津市 H23.4.4～4.22解除: 津市 H24.4.5～: 千葉市、木更津市 H24.4.6～: 美浜子市、鴨川市 H24.4.7～: 佐原市、白井市 H24.4.11～: 桐生市、白井市 H24.4.12～: 鋸南町 H24.4.18～: 芝山町 H23.10.11～: 美浜子市、鴨川市 H23.11.18～: 鴨川市 H23.12.22～: 佐原市 H24.4.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～: 山武市 H24.11.14～: 富津市 H24.5.18～: 山武市 H24.11.14～: 富津市 H24.11.14～: 富津市 H24.12.14～: 富津市
水産物	キンブナ	H24.7.19～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.11.5～H25.1.18前解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～: 鹿田町 H23.8.2～H24.1.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.2解除: 諏訪市 H23.8.2～H24.5.2解除: 八街市 H23.8.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市
栃木県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.2解除: 南足柄市 H23.6.2～9.1解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.1解除: 蓼川町、清川村 H23.23～10.2解除: 相模原市 H23.27～10.2解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.8.2～11.0解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.1.19解除: 遠河原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～: 全域(佐渡市及び東島南村を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～: 雪井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小海町、南牧村 H24.10.1～: 佐久市
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 御殿場市、小山町

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

（參考資料 3）

現在実績：平成25年2月4日現在  
提取制限の指示に基づく食品に係る措置法特別対策を実施する旨を示す文書

\* \_\_\_\_\_の値所は攝取制限の対象